

議員提出議案第六号 文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改正案	現行
第一条 (略)	第一条 (略)
第二条 (略)	第二条 (略)
第三条 (略)	第三条 (略)
第四条 (略)	第四条 (略)
(助成の範囲)	(助成の範囲)
第五条 (略)	第五条 (略)
2 前項の規定により助成する額は、同項各号に定める法令の規定により対象者が負担すべき額とする。	2 前項の規定により助成する額は、同項各号に定める法令の規定により対象者が負担すべき額（ <u>病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額に相当する額（以下「標準負担額相当額」という。）を除く。</u> ）とする。
3 (略)	3 (略)
第六条 (略)	第六条 (略)
第六条の二 削る。	<p>(<u>標準負担額相当額の支払方法</u>)</p> <p>第六条の二 前条第一項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、<u>入院時食事療養を受けた場合に限り、第五条第二項に規定する標準負担額相当額を厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。</u></p>
第七条 (略)	第七条 (略)
第八条 (略)	第八条 (略)
第九条 (略)	第九条 (略)
第十条 (略)	第十条 (略)
第十一条 (略)	第十一条 (略)